

平成２２年度 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等
《財団法人 神戸国際協力交流センター》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況																									
① 会計に関する事務 センターが保有する固定資産の減価償却処理において、無形固定資産については毎年度減価償却を行うとともに減価償却引当資産への計上を行っているが、有形固定資産の一部について、当年度は減価償却費の計上のみ行い、減価償却引当資産への計上を行っていない事例が見受けられた。年度間で処理方法が異なることは継続性の原則に反しており、また、これまでに計上された減価償却費の額と減価償却引当資産の引当額に誤差が生じる結果となっている。 会計処理にあたっては、年度間で処理方法を統一し、適正に処理を行うべきである。	センターが保有する固定資産については、毎年度減価償却を行うとともに、買い替えに備えてその額を減価償却引当資産として計上してきた。 しかしながら、21年度の決算において、コピー機と防犯ゲートの2件につき、減価償却は行ったものの、減価償却引当資産への計上ができておらず、指摘のとおり年度間での会計処理方法の継続性に反する事務処理となっていました。 今回の指摘事項について、顧問税理士に相談し、22年度決算時において、当該2件の固定資産について、21年度分と22年度分を合わせて減価償却引当資産に計上することとして、現在22年度決算の事務を進めている。 また、今後このようなミスが発生しないように、顧問税理士に固定資産の管理台帳を提出し、確認を受けるなどして、年度間の処理方法の継続性の確保等適切な会計事務の執行に努めている。	措置済																									
(事例) <table><tr><th colspan="2">固定資産の内容</th><th>減価償却費計上済額</th><th>減価償却引当資産引当額</th></tr><tr><td rowspan="3">有形</td><td>ノートパソコン11台</td><td>2,328,144円</td><td>2,328,144円</td></tr><tr><td>コピー機</td><td>98,700円</td><td>—</td></tr><tr><td>防犯ゲート</td><td>51,240円</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">小 計</td><td>2,478,084円</td><td>2,328,144円</td></tr><tr><td>無形</td><td>ソフトウェア</td><td>402,570円</td><td>402,570円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>2,880,654円</td><td>2,730,714円</td></tr></table>			固定資産の内容		減価償却費計上済額	減価償却引当資産引当額	有形	ノートパソコン11台	2,328,144円	2,328,144円	コピー機	98,700円	—	防犯ゲート	51,240円	—	小 計		2,478,084円	2,328,144円	無形	ソフトウェア	402,570円	402,570円	合 計		2,880,654円
固定資産の内容		減価償却費計上済額	減価償却引当資産引当額																								
有形	ノートパソコン11台	2,328,144円	2,328,144円																								
	コピー機	98,700円	—																								
	防犯ゲート	51,240円	—																								
小 計		2,478,084円	2,328,144円																								
無形	ソフトウェア	402,570円	402,570円																								
合 計		2,880,654円	2,730,714円																								

② 契約に関する事務 留学生への住宅提供事業のひとつとして、ポートアイランド内にセンターが住宅・都市整備公団（現独立行政法人都市再生機構，以下「公団」という。）から賃借し，留学生に対して賃貸している物件があるが，公団との契約が当初の契約書から更新されておらず，当該契約期間が満了等しているものが見受けられた。 当該事実を双方が承知しており，実務上支障がないとしても，事務手続きは適正に行うべきである。	ポートアイランドの都市再生機構から借り上げている物件については，古いものは昭和 60 年代からのものがあり，当初の契約は，旧住宅・都市整備公団と旧神戸国際交流協会の間で締結された賃貸借契約である。 その後，両者ともに組織の統合等があり，名称の変更があったが，法人格は継承されており，実際に現在も部屋を使用し，家賃も納付していることから，実態上は契約関係が継続されている。 契約書上の契約期間については，平成 16 年 7 月に，現在の都市再生機構になるまでは，契約期間の延長通知が送付されてきたが，都市再生機構への移行に伴い，都市再生機構が使用する賃貸借契約書に契約期間の自動更新の条項が盛り込まれたため，現在は，契約期間の延長通知がなくなり，当初の契約書しか有していない物件については契約期間が延長されていることを明確に示す書面を保持していなかった。 当センターは，本年 4 月 1 日に新公益財団法人に移行し，登記事務等も完了（4 月 7 日）したため，都市再生機構に契約名義の変更を通知するとともに，現在，契約期間が明確になっていない物件について，契約期間を証する書類の発行を依頼し，是正を行った。	措置済
---	--	------------